

1 業務区域 愛知県

2 省エネルギー基準適合住宅又は ZEH 水準省エネ住宅

現場審査は実施せず、工事監理報告書又はその写しの提出により、設計図書等の実施確認をいたします。

3 住宅の新築 木造 一戸建て、共同住宅の等一住戸単位

税込 単位:(円)

省エネ基準、または誘導基準の証明書を活用する場合※1	22,000
建築確認申請併願の場合	55,000
建築確認申請が他機関等による場合	77,000

※変更が生じた場合、再度依頼とし、料金は上表の金額とします。

4 住宅の新築 木造以外 一戸建て、共同住宅の等一住戸単位

税込 単位:(円)

省エネ基準、または誘導基準の証明書を活用する場合※1	22,000
建築確認申請併願の場合	82,500
建築確認申請が他機関等による場合	104,500

※変更が生じた場合、再度依頼とし、料金は上表の金額とします。

5 手数料減額

年間の確認申請が以下の件数が見込め、類似タイプの住戸の図書や計算書などにより審査及び検査の評価等の業務が効率的に実施できると当機関が判断したとき。手数料等の減額率は以下に定める値を上限とする。

内容	減額率
50 件	5%
100 件	10%
200 件	15%

6 証明書再発行料金 1 通 5,500 円 (税込)

7 備考

※1. 当機関にて交付した省エネ基準 (断熱等級 4 以上+一次エネ等級 4 以上)、または 誘導基準 (断熱等級 5 以上+一次エネ等級 6 以上) を満たした以下の証明書を活用することができます。

- ・住宅性能評価書
- ・BELS 評価書
- ・長期使用構造等である旨の確認書
- ・フラット 3 5 適合証明書
- ・低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合

※2. 以下の場合原則として上記料金を 1.5 を乗じた金額とする。(※1 により当機関にて交付した証明書を活用する場合を除く)

- ・一貫計算プログラムでない表計算・手計算による外皮計算、または国交省推奨 WEB プログラムでない一次エネルギー計算の場合
- ・階数 4 以上の住宅、延べ面積 2 0 0 m²以上の住宅、併用住宅の場合
- ・紙面にて申請を行う場合